

第 17 回農業委員会総会 議事録

- 1 総会の月日 令和 3 年 11 月 5 日（金）午後 1 時 30 分から
- 2 総会の場所 南箕輪村役場 講堂
- 3 議 事
 - 議案第 1 号 農地審議 農地法第 3 条関係について
所有権移転
 - 議案第 2 号 農地審議 農地法第 4 条関係について
農業委員会許可処理案件
 - 議案第 3 号 農地審議 農地法第 5 条関係について
農業委員会許可処理案件
 - 議案第 4 号 農地審議 農業経営基盤強化促進法
利用権設定各筆明細について
 - 議案第 5 号 農地審議 農業経営基盤強化促進法
農地保有合理化事業について
- 4 協議事項
 - ① 県選出国會議員との農政懇談会における
懇談事項の提出について
 - ② 令和 3 年度の農業功績者・農業名人の推薦について
 - ③ 第 6 回長野県農業委員会大会（11 月 16 日）
のスケジュールについて
 - ④ 農地利用調整会議（11 月 30 日）について
 - ⑤ 農地あっせん事業について
 - ⑥ その他
- 5 その他
 - ① 農地相談会の報告について
 - ② 当面の日程について
 - ③ その他

6 出席農業委員（11人）

唐澤喜廣	丸山芳雄	征矢昌博	伊藤篤
唐木義秋	松澤良行	有賀晴彦	伊藤良夫
北爪秀夫	後藤幸子	高木繁雄	

7 欠席委員

--	--	--	--

8 議事録署名委員

丸山芳雄	伊藤篤
------	-----

9 出席農地利用最適化推進委員

酒井文代	菅家美果	渡邊健寛	唐澤茂
------	------	------	-----

10 出席事務局職員

事務局長	有賀仁志	事務局次長	東澤規江
事務局	清水栄子		

唐澤会長代理	<p>開会</p> <p>本日の出席の状況ですけれども農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様共に全員出席をして頂いております。会議規則第6条の規定によりまして、この総会は成立をしておりますので、ただ今から第17回農業委員会総会を開会致します。</p>
高木会長	<p>会長挨拶</p>
事務局長	<p>会議規則第4条の規定により、以降、高木会長に議長となつていただき進行願います。</p>
議長	<p>議事録署名委員を指名します。</p> <p>本総会の議事録署名は、丸山芳雄委員と伊藤篤委員を指名します。</p>
事務局	<p>1 報告事項</p> <p>①農地法第3条の3の規定による届出について報告。</p> <p>2件14筆</p>
議長	<p>番号3-38、番号3-39につきまして2件とも相続でございます。報告事項①につきまして質問等、何かございますか。</p>
委員一同	<p>(特になし)</p>
議長	<p>特にない様ですが、よろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>(はい)</p>
議長	<p>報告事項①につきましては、全て受理と致します。</p>
事務局	<p>②農地法第18条の規定による合意解約通知について報告。</p> <p>12件26筆</p>
議長	<p>番号3-34から番号3-45につきまして質問等、何かございますか。</p>
唐澤喜廣委員	<p>はい、番号3-41ですが贈与のためとありますが、これは贈与によるもの、贈与をするから合意解約をするという事なのですか。■■■■</p> <p>■■■■と、議案第1号にも出てくるみたいなのですが、どういう事なのですか。</p>
事務局	<p>この件につきましては、議案第1号の3条関係で出てきますが、3条の申請書に無償での所有権移転とありましたので、合意解約の理由を贈与という書き方にしました。</p>
議長	<p>喜廣委員、よろしいですか。</p>
唐澤喜廣委員	<p>はい。</p>
議長	<p>はい、他に何かありますか。</p>
委員一同	<p>(特になし)</p>

議 長	特にない様ですが、よろしいでしょうか。
委員一同	(はい)
議 長	報告事項②につきまして、12件受理と致します。
事 務 局	③公共工事に伴う農地の一時使用届けについて報告。
議 長	3件 地元の担当委員さん、後藤委員さん、北爪委員さん、私もですが補足する事項等は、ありますか。
後藤幸子委員	特にありません。
北爪秀夫委員	ありません。
議 長	私の担当地区ですが、ここは飯田線の西側の急傾斜地というか、治山工事で何年かに分けてやっていて、今年が3年目だったと思います。皆様の方からご質問等、何かございますか。
委員一同	(特になし)
議 長	特にないようですが、よろしいでしょうか。
委員一同	(はい)
議 長	一応、公共工事でございますので、期限付きでございますので、そういう事で進めて参ります。
	報告事項は以上で終わります。
	2 議事
議 長	議案第1号 農地審議 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてを議題とします。
事 務 局	朗読 上程 番号3-11、番号3-12、番号3-13は議案書と意見書にありますとおり、農地法第3条の許可案件の全てを満たしております。
議 長	地区担当委員の方から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
唐澤喜廣委員	番号3-11につきまして、唐澤喜廣委員の説明を求めます。
議 長	番号3-11と番号3-12は関連がありますので一緒に説明でよろしいでしょうか。
唐澤喜廣委員	そうですね。両方同じ方が譲受人ですので、同時説明をお願いします。地図は会議資料の12ページをご覧ください。地図を見て頂きますと、ここは春日街道が通ったという関係で農地を分断されてしまったところ。上の隅の所ここが ■■■ m ² で、その一枚挟んだ下の農地を所有しております■■■は、■■■という事で、申請地と隣接している■■■が耕作をするという事です。特に問題はないかと思えます。
議 長	はい、今説明がありましたとおり、ここをまとめて■■■が、耕作をしてくれるという事ですが、皆さんどうですか、番号3-11、番号3-12につ

<p>委員一同 議 長</p>	<p>きまして何かご質問、ご意見等がありますでしょうか。 (特になし) 特にない様でございますので、番号3-11、番号3-12につきまして可としてよろしいでしょうか。</p>
<p>委員一同 議 長</p>	<p>(異議なし) 「異議なし」と認めます。 番号3-11、番号3-12につきましては「許可相当」とします。</p>
<p>議 長 唐澤茂委員</p>	<p>番号3-13につきまして、唐澤茂委員の説明を求めます。 地図は会議資料の13ページになります。譲受人である[]自身は、村の中心的な農業者でありますので何の問題もありませんし、理由は先ほどの報告事項の時に出てきたとおり以前から借りてきた農地でございます。今までは利用権を設定して耕作をしてきた農地を譲り受けると、そういう所有権移転でございます。番号3-13につきまして何かご質問、ご意見等がありますでしょうか。</p>
<p>議 長 唐澤喜廣委員</p>	<p>よろしいでしょうか。無償譲渡という事みたいですが、この取引において贈与税が発生するのでしょうか。今でなくて良いので調べておいて頂きたいです。</p>
<p>事務局 議 長 委員一同 議 長</p>	<p>はい。税務署に確認をしておきます。 はい、それでは番号3-13につきまして、可としてよろしいでしょうか。 (異議なし) 「異議なし」と認めます。 番号3-13につきましては「許可相当」とします。 以上で議案第1号は終わります。</p>
<p>議 長 事務局</p>	<p>議案第2号 農地審議 農地法第4条関係（農業委員会許可処理案件）についてを議題とします。 朗読 上程 番号1は議案書と意見書にありますとおり、農地法第4条の許可案件の全てを満たしております。</p>
<p>議 長 丸山芳雄委員</p>	<p>地区担当委員の方から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。 番号1につきまして、丸山芳雄委員の説明を求めます。 位置図は、会議資料の14ページになります。位置的には久保の神明宮のお宮を上がってきて、中込線と交わる辺りの住宅地です。この住宅は長い間、[]に、[]が相続して今回申請をしたというものです。現状は周囲が生垣で囲まれていて、今回の申請地には、つつじとか紫陽花が何本か植わっています。住宅</p>

	<p>の敷地がそれほど広くないものですから、今回の申請地の横に住宅がいつばいに建っている状態で、今まで耕作をしていた様子は見られなくて、庭という事で使用をしていたのではないかと思います。それから西側の農地が接していますけれども特に問題になるような様子ではありません。以上です。</p>
<p>議 長 委員一同</p>	<p>番号1につきましてご質問、ご意見等がありますでしょうか。 (特になし)</p>
<p>議 長 委員一同</p>	<p>ここは面積が狭くて、第3種農地という事であります。番号1につきまして可としてよろしいでしょうか。 (異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>「異議なし」と認めます。 番号2につきましては「許可相当」とします。 以上で議案第2号は終わります。</p>
<p>議 長 事務局</p>	<p>議案第3号 農地審議 農地法第5条関係(農業委員会許可処理案件)についてを議題とします。 朗読 上程 番号1から番号4は議案書と意見書にありますとおり、農地法第5条の許可案件の全てを満たしてあります。</p>
<p>議 長 伊藤篤委員</p>	<p>地区担当委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。 番号1につきまして、伊藤篤委員の説明を求めます。 地図は会議資料の16ページになります。場所は箕輪バイパスと■■■■の所にある信号を天竜川に向かって真っすぐ行った堤防のすぐ脇になります。事務局の方からも説明がありましたが、譲渡人の■■■■当初ここに住宅を建てる計画でしたが、家庭の事情によりここへの建設を断念したという事です。それで譲受人の■■■■宅地を探していたところ、ここが適当であるという事でここに決定をした様です。雨水については宅内処理、それから上下水は村営を使用します。ここは、今年の農地パトロールの時にちょっと草が多かったので要注意という判断をした農地になっていたのですが、元々が転用許可が出ていたという状況になっております。以上です。</p>
<p>議 長 委員一同 議 長</p>	<p>番号1につきまして何かご質問、ご意見等がありましたらお願い致します。 (特になし) 特にない様でございますので、番号1につきまして可としてよろしいでしょうか。</p>
<p>委員一同 議 長</p>	<p>(異議なし) 「異議なし」と認めます。 番号1につきましては「許可相当」とします。</p>

<p>議 長 唐木義秋委員</p>	<p>番号2につきまして、唐木義秋委員の説明を求めます。 場所は会議資料の18ページをご覧くださいと思います。南殿の不死清水をご存じだと思いますが、ここから東側に行った所の南の土地になります。譲渡人の[]譲受人の[]ですが、[]で[]という関係になります。[]は親と一緒に住んでいるのですが、手狭になったという事で隣に家を設けたいと、そういう内容になります。この地域は第1種住居地域という事で農地の区分は、第3種農地という形になります。建設にあたってはコンクリートの擁壁を設けて隣接地へは迷惑をかけない様にする、それから雨水に関しては宅内処理、上下水は南箕輪水道から給水をして同下水へ流すという形になります。特に問題はないかと思えます。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号2につきまして何かご質問、ご意見等ありましたらお願い致します。ここは第3種農地であります。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(特になし)</p>
<p>議 長</p>	<p>特にない様でございますので、番号2につきまして可としてよろしいでしょうか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>「異議なし」と認めます。 番号2につきましては「許可相当」とします。</p>
<p>議 長 北爪秀夫委員</p>	<p>番号3につきまして、北爪秀夫委員の説明を求めます。 位置図は会議資料の20ページをご覧ください。大芝の公民館と中央道を挟んだ東南の位置になります。現在申請地の西側には、[] []車両置場がありまして、そこにはパワーシャベルだとかダンプとかが多数置かれている状況です。計画では、申請地の東側には擁壁を造りまして土砂の流出等がない様にし、約10台ほどの車両を置きたいという計画でございます。譲渡人の[]畑の状態ですが、現在、手が入らないで雑草が生えているという様な所であります。譲受人の[] []でありますけれども[]という事もありまして、先々[] []になる様な事も心配はされるところがありますけれども、農地区分は消極的2種農地で位置的にも代替地がなくここしかないという事ですので、よろしくお願い致します。</p>
<p>議 長</p>	<p>ここは消極的2種農地という事で判断をされた様であります。番号3につきまして何かご質問、ご意見等がありましたらお願い致します。</p>
<p>唐澤喜廣委員</p>	<p>はい、ここが消極的2種農地だと判断した経過をお聞きしたいです。</p>
<p>議 長</p>	<p>この農地区分判断はちょっと難しいですけれども、事務局での考え方としての判断について説明をお願い致します。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>まず第2種農地にしたという判断ですけれども、第3種農地ではないという事は、皆様もお分かりだと思います。なので第1種農地か第2種農地か</p>

<p>議 長 唐澤喜廣委員</p>	<p>という中で、第1種農地の許可基準に当てはまる場所が見当たらなかったというのが一つあります。隣の農地が譲受人の車両、資材置場になっていますけれども、ここが過去に5条転用で許可されているという経過もあります。今は、車両、資材置場になっておりその利用と一体化をして使用していくという意味で、ここではないとこの転用が出来ない、位置的代替性がないという事で第2種農地にあてはめたというところです。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>皆様、ご納得いただけますでしょうか。 はい、第2種農地に該当するといいますが、不許可の例外とかどこのところに当てはまるのですか。</p>
<p>議 長 渡邊健寛委員</p>	<p>不許可の例外ではなくて、第2種農地の許可基準の所で当てはめました。4-19 ページの第2種農地のこの許可の基準で、周辺の他の土地で事業の目的を達成する事ができる場合は原則として許可できないと書いてあります。これは、逆に読むとここでしか出来ないという場合には許可ができるという意味なので、そこに当てはめた許可基準で、不許可の例外に当てはめたというところではありません。</p>
<p>議 長 委員一同 議 長 農業委員 議 長</p>	<p>後は、農業委員さんの判断でありますけれども、ご意見等ありますでしょうか。 はい、[] ですが、去年だったか [] でも車両置場として使いたいという事で転用の申請が上がってきて、それを許可したのですが、最近その場所を見てきましたが、特に使っていない状態でした。この場所は、すぐ隣が元々 [] 車両、資材置場として使っている場所ですし、事業は、きつときちんで行うのだと思いますので、ちょっとさかのぼる事はできませんが、どちらかという [] で車両置場というのは、ほんとは不向きだったのかなあと今は思います。今回の申請の場所は元々使っている所の隣ですので、まあこれはやむを得ないところがあるのではないのかなあと感じます。</p>
<p>議 長 渡邊健寛委員</p>	<p>はい、いわゆる位置的にも転用は仕方がないのではないのかなあとという事で、第2種農地の中でやっていくと、そんなところでよろしいですか。 (はい) 番号3につきまして可とする委員さんは、挙手をお願いしたいと思います。 (挙手 9名) 9人の委員さんに賛成を頂きました。従いまして番号3につきましては、「許可相当」と致します。 番号4につきまして、渡邊健寛委員の説明を求めます。 地図は会議資料の22ページになります。元々この土地は、事務局の方からも説明がありましたけれども、平成28年に農地から宅地への転用許可が下りている場所です。今回、譲渡人の [] 以前に住宅建設予定者との話が決裂してしまって土地が空いた状態だったのですが、そこを</p>

<p>議 長</p>	<p>今回、譲受人である [] という方が、 [] と契約をしてこの土地を譲り受けたいという事の様です。地図をご覧になって頂きますとおり周辺はもう完全に宅地として開発をされていまして、この1区画だけが畑として残っていた様な場所になりますので、特に問題はないかなあと考えております。</p>
<p>委員一同</p>	<p>ここは、第3種農地でありますので特に問題はないのかなあという判断をされております。番号4につきましてご質問、ご意見等ありましたらお願い致します。</p>
<p>議 長</p>	<p>(特になし)</p> <p>特にない様でございますので番号4につきまして、可としてよろしいでしょうか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>「異議なし」と認めます。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号4につきましては「許可相当」とします。</p> <p>以上で議案第3号は終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>第4条でも第5条でもそうなのですが、先週、農振協議会が開催されました、ある委員さんから、雨水の宅内処理についてですが、住宅の完成後に敷地の中の雨が道路に流れてくるというケースがあると、それでこういう問題に対して農業委員会として、農振除外もそうですが、家が建つ時にどういった審議をしているのか、あるいは確認をしているのか、そんな質問がありました。私も今までそんな事を考えた事がなかったのですが、その辺をこれからはどの様に確認をしていくのか決めておいた方がよいのかなあという感じを持った訳です。局長さんの方から説明をお願いしたいと思います。</p>
<p>事務局長</p>	<p>はい、農振協議会の方では会長さんがおっしゃった様にそういう事で質問が出ました。ただ農業委員会としては、建物の位置の関係は具体的に分かっているのですけれども、宅地にした場合外回りの方をどの様にするのかとか、その様な事まではまだ決まってない部分があります。農業委員会としては雨水は、宅内処理にして下さいねというお願いになるかと思えます。南原とか北原については、近くの道路に用水路や排水路、道によくあるそういうものがない所がありますので、なかなか水処理の関係というのが今後の課題になってくるという所もあります。</p>
<p>唐木義秋委員</p>	<p>はい、あの会長もおっしゃったのですが、私も無意識に一応、宅内処理をしますと説明をしていたのですよね。直接私がおその担当者から説明を受けている時もあまり意識をしていなかったのですが、要は西天の水路には流さないで下さいというのは、これは明確になっていますよね。で、それは流しませんよという事で確約を頂くのですけれども、ちなみにこの雨水宅内処理というのは、許可基準の一つなのですか。それをしないと、もう</p>

事務局長	許可はしませんよというマストなのかどうかというところなのですけれども。
議 長	農地転用の関係は、そこまでは入っていないと思います。ただ一般住宅の新築にあたっては、建築確認申請の際にお願いしていると思われま。ただ建物を建てるのだったら、宅内処理というのが村では基本という形になっております。ですので、水の関係も例えば今は、ゲリラ豪雨などもあって一気に降ると砂利も出てきてしまうというという事もありますので、農地転用の説明を受けるにあたって、そういった点も気を付けてもらえたらと思っています。
議 長	今、事務局長の方から説明があったとおり、その辺を確認していけば農業委員会側としては、それ以上しようがないかなあという感じでございます。皆さま方も説明を受ける時に注意をして、要は宅内処理となっていたら確実にやる様な形でお願いします。
議 長	議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法 利用権設定各筆明細についてを議題にします。
事 務 局	朗読 上程 56 件 108 筆
議 長	以上の計画申請は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしています。 番号 3-101 につきましては、農業委員会等に関する法律第 31 条に規定する議事参与の制限により、後藤幸子委員は議事に参与する事ができません。この案件につきまして、何かご質問等ございますか。
委員一同	(特になし)
議 長	特にない様ですので、番号 3-101 につきましていかがですか。 (異議なし)
委員一同	「異議なし」と認めます。
議 長	番号 3-101 につきまして「決定」する事とします。
議 長	番号 3-102 から番号 3-112 につきまして何かご質問等ありましたらお願い致します。
委員一同	(特になし)
議 長	特にない様でございますので、番号 3-102 から番号 3-112 につきまして可としてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議 長	「異議なし」と認めます。
議 長	番号 3-102 から番号 3-112 につきまして「決定」する事とします。
議 長	番号 3-113 につきましては、農業委員会等に関する法律第 31 条に規定す

<p>委員一同 議 長 委員一同 議 長</p>	<p>る議事参与の制限により、松澤良行委員は議事に参与する事ができません。 この案件につきまして、何かご質問等ございますか。 (特になし) 特にない様ですので、番号3-113につきましていかがですか。 (異議なし) 「異議なし」と認めます。 番号3-113につきまして「決定」する事とします。</p>
<p>議 長 委員一同 議 長</p>	<p>番号3-114 から番号3-124 につきまして何かご質問等ありましたらお願い致します。 (特になし) 特にない様でございますので、番号3-114 から番号3-124 につきまして可 としてよろしいでしょうか。</p>
<p>委員一同 議 長</p>	<p>(異議なし) 「異議なし」と認めます。 番号3-114 から番号3-124 につきまして「決定」する事とします。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号3-125、番号3-126 につきましては、農業委員会等に関する法律第31 条に規定する議事参与の制限により、伊藤良夫委員は議事に参与する事が できません。この案件につきまして、何かご質問等ございますか。</p>
<p>委員一同 議 長 委員一同 議 長</p>	<p>(特になし) 特にない様ですので番号3-125、番号3-126 につきましていかがですか。 (異議なし) 「異議なし」と認めます。 番号3-125、番号3-126 につきまして「決定」する事とします。</p>
<p>議 長 委員一同 議 長</p>	<p>番号3-127 から番号3-156 につきまして何かご質問等ありましたらお願い 致します。 (特になし) 特にない様でございますので、番号3-127 から番号3-156 につきまして可 としてよろしいでしょうか。</p>
<p>委員一同 議 長</p>	<p>(異議なし) 「異議なし」と認めます。 番号3-127 から番号3-156 につきまして「決定」する事とします。</p>
<p>議 長 事務局 議 長</p>	<p>ちょっとすみません。水利費についてですが、水利費は農地を借りている 方が払う事になっていると賃貸借だというのは知っていますか。 はい、知っています。 じゃあ使用貸借の中の水利費は、どうしていますか。</p>

<p>事務局 議長 有賀晴彦委員 議長 唐澤茂委員</p>	<p>使用貸借の時の水利費は、所有者が負担をしています。 考え方を統一させておいた方が良いのかなあとと思いますが。 そうだね。はっきりとさせておいた方が良いですね。 水利費を農地を借りた人が払うというのは、賃貸借になりますよと。 水利組合の水利費は、だれが負担するべきかということで違ってくると 思います。組合で所有者という事になれば賃貸借になるでしょうし、水利費 を耕作者、借りている人が払うという事になれば使用貸借になると、だか ら水利組合によって決め方が違うと思うのですよね。</p>
<p>渡邊健寛委員</p>	<p>はい、利用権設定の紙を出す時に借りたい人と貸す人の両方が一般の人で すと特にその言葉まで分からなくて、これ賃貸借なのか使用貸借なのか どっちかなあと、何処にも定義が書いてありませんから迷ってしまうと思 うのです。単純に考えれば、土地を借りるのに値段が付いていたら賃貸 借なのかなあとと思います。10アール当たり何円とかいうのが出てくるので あれば賃貸借で、出てこなければ使用貸借権とかの方が本当は私としては 分かりやすいです。</p>
<p>議長</p>	<p>物納については、使用貸借権になるのか賃貸借になるのか。その辺はどう なのか。</p>
<p>唐澤喜廣委員</p>	<p>それは、普通の賃貸借でしょ。</p>
<p>議長 事務局</p>	<p>番号3-122の場合は。作物でりんごの様ですが。 今まで聞かれた場合に答えていたのは、物納は使用貸借で、水利費負担は 賃貸借と記入してくださいと、お答えをしていました。</p>
<p>議長</p>	<p>いいですね。これからは、そういうふうに統一をしていけば良いと思いま す。 以上で議案第4号は終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>議案第5号 農業経営基盤強化促進法 農地保有合理化事業についてを議 題にします。</p>
<p>事務局</p>	<p>朗読 上程 1件3筆 以上の計画申請は、農業経営基盤強化促進法第18条第3号の各要件を満た しています。</p>
<p>議長</p>	<p>番号3-157につきまして担当委員の唐澤喜廣委員、補足説明はありますで しょうか。</p>
<p>唐澤喜廣委員</p>	<p>補足する事は特にありません。</p>
<p>議長 事務局</p>	<p>番号3-157につきまして何かご質問、ご意見等がありますでしょうか。 (特になし)</p>
<p>議長</p>	<p>特になし様でございますので、番号3-157につきまして可としてよろしい でしょうか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なし)</p>

議 長	<p>「異議なし」と認めます。</p> <p>番号3-157につきましては「決定」する事とします。</p> <p>以上で議案第5号は終わります。</p> <p>議案審議は全て終了します。</p>
議 長	<p>議案審議が終わりましたので、ここで10分ほど休憩をとりたいと思います。</p> <p>(休憩時間)</p> <p>(2時50分再開)</p>
議 長	<p>それでは時間になりましたので、総会を再開したいと思います。</p>
議 長	<p>3 協議事項</p>
事 務 局	<p>①県選出国會議員との農政懇談会における懇談事項の提出について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長野県選出(5区)国會議員との農政懇談会における懇談事項の提出依頼について説明をする。(会議資料P24、P25)
議 長 委員一同	<ul style="list-style-type: none"> ・補足説明をする。 ・意見発表をする。 <p>(米の価格、農業者に対する補助金制度の見直し等)</p>
議 長	<ul style="list-style-type: none"> ・懇談要請事項がある方は、それぞれまとめて頂き事務局の方へ提出をお願い致します。(提出期限 11月10日)
事 務 局	<p>②令和3年度の農業功績者・農業名人の推薦について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度農業功績者表彰・農業名人認定候補者の推薦依頼、表彰規定、南箕輪村歴代表彰者、農業名人認定要領、南箕輪村農業名人認定者について説明をする。(会議資料P26～P31)
議 長 委員一同	<ul style="list-style-type: none"> ・補足説明をする。 ・推薦者について話し合いをする。 <p>(農業功績者候補に沢尻区、花栽培、 さん)</p>
議 長	<ul style="list-style-type: none"> ・最終決定を次回の総会時にしますので、その時まで各自それぞれ考えておいていただきます様お願い致します。
事 務 局	<p>③第6回長野県農業委員会大会(11月16日)のスケジュールについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第6回長野県農業委員会大会開催要領、行程表について説明をする。(会議資料P32、P33)
議 長	<ul style="list-style-type: none"> ・補足説明をする。 <p>(やむを得ず欠席をされる方は、11月8日までに事務局まで連絡を)</p>

事務局 議長	<p>④農地利用調整会議（11月30日）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地利用調整会議集合時間、当日の流れ、会議の進め方等について説明をする。（会議資料P34、P35） ・補足説明をする。（質疑、応答をする）
事務局 議長	<p>⑤農地あっせん事業について</p> <p>2件5筆</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん選定調書について説明をする。（会議資料P36～P41） ・補足説明をする。 ・特に問題はありませんので、この2件についてあっせん事業を進めていく事とする。
事務局 議長	<p>⑥その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国農業新聞、図書の普及方針について説明をする。（全国農業新聞、図書の普及方針のパンフレットを各委員に配布する） ・補足説明をする。
事務局 伊藤篤農振部会長 議長	<p>4 その他</p> <p>①農地相談会の報告について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10月24日に開催された農地相談会について報告をする。（会議資料P42） ・補足説明をする。 ・相談に上がった農地については、しっかりと対応をしていかないといけませんので農地利用調整会議へ上げたり、皆で対応をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。
事務局 議長	<p>②当面の日程について説明をする。</p> <p>③その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナも治まってきているという事で、12月7日（次回総会日）の後に忘年会をしたらどうでしょうか。（提案）
事務局 委員一同	<ul style="list-style-type: none"> ・村としての見解は、区長会の関係や議会の関係もやるという形の中でもう動いてきています。ですので実施が可能であります。 ・協議の結果、12月7日（火）次回総会後に忘年会を開催する事と決定した。
事務局 事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・以前転用がでた場所の隣接農地の所有者が、農地の排水口が塞がれてしまって困ったという苦情があった事を報告する。 ・今回のケースは、転用した農地が休耕田だったので隣接農地の状況を把握できてなかったのではないかとありますが、転用をする時に

は隣接の農地の所でそういう恐れがある所は、もう一度確認をして頂けたらと思います。

(農業用排水に関するところは、一応、周辺の農地の営農条件に支障を及ぼす恐れが認められる場合という一般基準の中に入っている項目になっています。隣接の農地に影響がでてくる様な場合は、不許可ができる条件にもなってきますのでお願いします)

議長

以上で議長の職を解かさせていただきます。

閉会

唐澤会長代理

以上を持ちまして、第17回南箕輪村農業委員会総会を閉会いたします。
(午後4時終了)

以上、第17回農業委員会議事録に相違ない事を証明します。

令和3年11月25日

議長 高木 繁 雄



議事録署名委員 丸山 芳 雄



議事録署名委員 伊藤 篤



